

南国市行政改革大綱2017

—明日のまちづくりをめざして—

平成29年2月

南 国 市

大綱の策定にあたって

平成27年国勢調査の結果、日本の人口は大正9年の調査開始以来初めての減少となりました。また、平成26年度には日本創成会議が消滅可能性都市を発表し、地方都市に大きな衝撃を与えました。現在、東京への人口一極集中を是正し、若い世代の子育て等の希望を実現させるべく、国、地方自治体ともに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各自治体では独自性のある各施策を展開しています。また、ICT利活用による高度情報化社会の進展や、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓にした安全・安心への意識の高まりや、環境保全意識の高揚など、私たちを取り巻く社会、経済情勢は大きく変化しています。さらに、地方分権による市町村への権限移譲、広域的な行政への取り組みの必要性など地域主権型社会の確立が求められています。このように、社会や行政の仕組みが大きく変貌するなかで、市民の行政に対するニーズは、さらに多様化、複雑化しています。

本市では、これまでも数次にわたり行財政改革に積極的に取り組んでまいりました。今後においては、人口減少に伴う歳入の減少や少子高齢化に伴う社会保障など経常的な経費の増加、また、老朽化した公共施設の更新や土地区画整理事業、ほ場整備事業などの大規模な基盤整備事業も見込まれ、限られた財源の中で、安定した行政運営を維持し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、引き続き、行財政改革に取り組む必要があります。

このような厳しい中でも、将来の財政状況を見据えながら、市民と行政が一体となって、第4次南国市総合計画で定めた南国市の将来像「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」の実現に向けて、新たな「南国市行政改革大綱2017」を策定いたしました。

市民の皆さまの一層のご理解とご協力をいただき、さらなる南国市の飛躍を願い、行財政改革に取り組んでまいります。

平成29年2月

南国市長 橋詰 壽人

目 次

I はじめに

- 1 これまでの取り組み 1
- 2 行政改革の必要性 2

II 基本方針

- 1 基本理念 3
- 2 基本的な考え方 4
- 3 実施期間 4
- 4 実施方法
 - (1) 実施計画 4
 - (2) 実施と評価 4

III 取り組みの内容

- 1 市民の視点に立った市政運営の推進
 - (1) 市民サービスの向上 5
 - (2) 審議会等への市民参画の推進 5
 - (3) 積極的な情報提供と市民ニーズの把握 5
 - (4) 行政手続制度の適正な運用 5
- 2 市民との協働による諸施策の推進
 - (1) 地域自治活動等への支援 6
 - (2) 協働の場の創設 6
 - (3) 市民活動との協働の推進 6
 - (4) 情報公開と個人情報保護の推進 6
- 3 健全な財政運営の推進
 - (1) 計画的な財政運営 7
 - (2) 経常的経費を中心とした歳出の削減 7
 - (3) 重要施策の選択と予算配分の重点化 7
 - (4) 歳入の確保と強化 7
 - (5) 財政情報の公開 7
- 4 簡素で効率的、効果的な市政運営の推進
 - (1) 事務事業評価制度の充実強化 8
 - (2) 組織機構の見直し 8
 - (3) 民間活力の活用 8
 - (4) 定員管理の適正化 8
 - (5) 広域行政の推進 9

(6) 公共施設の適正配置と管理運営の見直し	9
(7) 電子自治体の推進	9
(8) 入札・契約制度の見直し	9
5 職員の意識改革と人材育成の充実	
(1) 職員の意識改革	10
(2) 資質の向上と能力開発	10
(3) 人事考課制度の充実	10
IV おわりに	11
□ 資料	12

I はじめに

1 これまでの取り組み

南国市では、時代とともに変化するさまざまな行政への要望に応えるために、これまで数次にわたって計画的に行政改革を推進してきました。

なかでも、平成17年3月に国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、南国市行政改革大綱（平成16年5月策定）の基本方針に基づき、平成18年2月に南国市集中改革プランを策定し、簡素で効率的な市政運営と、市民サービスの向上を目指して、定員管理の適正化、給与制度等改革、組織の改編、情報公開制度、男女共同参画制度、事務事業評価制度、人事考課制度の導入などの行政改革に積極的に取り組み、時代の変化に対応できる新たな視点に立ち自治体経営の確立のための行財政の基盤整備に向けて、着実な成果をあげてきました。

平成22年7月に策定した南国市行政改革大綱では、前大綱の基本理念である「市民が主役」、「市民協働」、「自主、自立」、「スリム」、「スピーディ」、「成果重視」を引き継ぎ、実施期間である平成28年度まで行政改革を実行し、簡素で効率的な市政運営と市民サービスの向上を目指してきました。

[これまで策定してきた南国市行政改革大綱]

策定年月	大綱の目標等	計画期間
昭和61年6月	社会情勢の変化に対応すべく行政改革により効率的な行政運営を図る	昭和61年 ～昭和63年
平成8年3月	地方分権にあった簡素で効率的な行政システムの確立を目指す	平成8年 ～平成12年
平成11年3月	平成8年策定の行政改革大綱の数値目標設定 実施期間を平成15年度まで延長	平成11年 ～平成15年
平成16年5月	三位一体改革に伴う厳しい財政状況に対応した改革と新たな協働の仕組みの構築を目指す ※集中改革プラン策定（H18年2月）	平成16年 ～平成21年
平成22年7月	課題に対応した簡素で効率的な行政運営と市民サービスの向上を図る	平成22年 ～平成28年

2 行政改革の必要性

本市はこれまで、数次にわたって行政改革に取り組み、歳出の削減に積極的に取り組んできました。また、社会情勢や各種事業に合わせて組織再編するなど、効率的な行政運営と市民サービスの向上に取り組んできました。今後、ますます人口減少と少子高齢化の進行が予想されるなかで、市税等の減収や地方交付税の縮減などによる歳入の減少、社会保障費などの義務的経費割合の増加、公共施設の老朽化など、これからも課題が数多く現れることが予想されます。また、これから本格的にはじまる土地区画整理事業やほ場整備事業などの大型事業による財政負担も懸念されます。一方、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）による関係機関との情報共有やクラウド型広域行政の取り組みが進んでおり、さらなる行政事務の効率化が求められています。

このような情勢の中、平成27年9月には、2060年（平成72年）の本市の人口目標となる人口ビジョン及び目標達成に向けた最初のプランとなる、『南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しました。また、平成28年3月に策定した『第4次南国市総合計画』では、南国市の将来像「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」の実現に向け、様々な行政課題の解決や、多様化する市民のニーズに的確に対応できる施策を推進し、市民が夢と希望を持って生活できる「まちづくり」に、市民と行政が力を合わせて取り組むことを謳っています。

今後、21世紀の激しく変動する社会経済のなかで、少子高齢社会と人口減少問題に立ち向かい、様々な行政課題に対して柔軟かつ的確に対応し、総合計画に掲げた南国市の将来像の実現を目指し、市民にとって最適な行政サービスが提供できるよう努めていく必要があります。

Ⅱ 基本方針

1 基本理念

社会情勢や本市の財政状況などは変化していますが、平成16年度策定の行政改革大綱で掲げてきた、「市民が主役」、「市民協働」、「自主、自立」、「スリム」、「スピーディ」、「成果重視」を引き続き、基本理念とします。

市民が主役

市政の主役は、市民であり、市民のニーズや市民の視点に立ったサービスを提供するとともに、積極的な情報提供と情報公開を行い、市政の透明性の向上を図ります。さらには、各種行政計画の策定に当たり、市民の積極的な市政への参加を図り、市民の声を反映した施策を推進します。

市民協働

ライフスタイルの変化や少子高齢化等により多様化する市民のニーズに対応していくためには、行政の努力だけでは限界があります。市民が出来ることは市民が行う「自助」、地域で出来ることは地域が行う「共助」、それでも出来ないことを行政が行う「公助」という補完性の原則を基本とした協働のまちづくりの実現を目指します。市民と行政が良きパートナーとして協働し、連携することにより、市民の知恵や活動をまちづくりに活かします。

自主、自立

地方分権化が進む中、地域や市独自のまちづくりが求められます。そのため自己決定、自己責任のもと、自主的、自立的な市政運営を進めます。また、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域における住民自治・自立のための施策を推進します。

スリム

職員一人ひとりがコスト意識を持つとともに、情報化の充実を図り、また、企業経営の考え方を参考として業務の外部委託を行うなど、スリムで効率的な市政運営を推進します。

スピーディ

時代変化に即応し、市民対応や事務事業の実施について、スピーディで、なおかつ丁寧な市民サービスに努めます。

成果重視

行政サービスを受ける市民のニーズや市民の視点に立ち、事務事業評価制度をはじめ、あらゆる行政サービスについて、成果の検証、評価を行い、成果を重視した行政運営を推進します。

2 基本的な考え方

常に最適な市民サービスを提供することを意識し、社会、経済情勢の変化や多様な行政課題に対し、機動的かつ柔軟に対応していくため、次の5つの取り組みを柱として、行政改革に取り組みます。

- 1 市民の視点に立った市政運営の推進
- 2 市民との協働による諸施策の推進
- 3 健全な財政運営の推進
- 4 簡素で効率的、効果的な市政運営の推進
- 5 職員の意識改革と人材育成の充実

3 実施期間

この大綱の実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 実施方法

(1) 実施計画

この大綱に基づいて「南国市行政改革実施計画」を策定します。その実施計画に基づいて、実施期間中に目標を達成するため、各部署でそれぞれ具体的な取り組みを進めます。

(2) 実施と評価

適切な進行管理のもと、年度ごとに計画の進捗状況のチェックと評価を実施します。

Ⅲ 取り組みの内容

1 市民の視点に立った市政運営の推進

多様化、複雑化する市民のニーズに適切に応えられるよう、市民の声を把握するとともに、市民サービスの内容やその提供方法を検討し、市民の視点に立った市民サービスの提供を進めます。

また、市に関する情報の提供と説明責任に一層努め、行財政運営の透明性を図ることにより市民に開かれた市政を推進します。

(1) 市民サービスの向上

窓口の対応や施設の利用について、市民の立場に立ち、親切で、スピーディで適切な市民サービスをめざします。また、市民が真に求めているニーズに対し、市民の視点に立って、便利で分かりやすい市民サービスの提供に努めます。

(2) 審議会等への市民参画の推進

審議会等について、法令等に定めがある場合を除き、委員の公募や女性の選任等を行い、市民に開かれた、男女共同参画の市政をめざします。

(3) 積極的な情報提供と市民ニーズの把握

より多くの市民ニーズを把握するとともに行政情報の積極的な提供に努めます。また、情報提供の環境整備も進めていきます。

(4) 行政手続制度の適正な運用

公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続法及び行政手続条例を適正に運用し、行政手続きの一層の透明化に努めます。

2 市民との協働による諸施策の推進

協働の取組を推進していくためには、各種事業や活動と一緒に行うことだけでなく、話し合いを含むプロセス（過程）を経ることが重要です。行政・市民・事業者・コミュニティ組織・NPO等が話し合い、それぞれの役割分担のもと、各々役割を担いつつ、相互に補完し、連携して各種施策等に取り組みます。

各種施策の計画策定から実施、点検、見直しまで、市民が参画できる体制を構築し、市民との協働のまちづくりを進めます。

(1) 地域自治活動等への支援

地域の過疎化や少子高齢化の進行とともに、市民の価値観やライフスタイルの多様化が、協働の主要なパートナーである自治組織等の活動に影響を及ぼしています。

地域住民が主体のまちづくりを一層進めるため、集落や地域、各種地域団体を単位とする自主的な集落・地域活動、コミュニティ活動、ボランティア活動への支援に努めます。

(2) 協働の場の創設

市民の意向を反映した諸施策が実施できるように、審議会の設置など政策立案の段階から市民が参加できる体制を構築し、市民と行政が一体となったまちづくりを進めます。

(3) 市民活動との協働の推進

それぞれの役割分担のもと、共通の目的や問題意識を持って協働、連携することにより、市民の知恵や活動をまちづくりに活かし、市民参加、住民自治意識の高揚と多様な交流のある魅力的なまちづくりを進めます。

(4) 情報公開と個人情報保護の推進

市民と協働してまちづくりを進めるためには、市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民と行政情報を共有できる体制を整備する必要があります。そのために、情報公開制度について、拡充を図り、併せて、個人情報について、プライバシーをより一層保護するための方策を講じます。

3 健全な財政運営の推進

人口減少と少子高齢化が進むなか、本市が持続的に発展を遂げるためには、安定した財政基盤の確立が必要不可欠です。

そのためには、引き続き収支均衡に努めるとともに、政権や地方分権改革の動向に柔軟に対応できる財政構造の弾力化が求められています。

今後も施策・事務事業の見直しや執行管理の徹底など経常的経費を中心とした歳出の削減と重点施策の選択実施などの計画的な財政運営を図ります。

(1) 計画的な財政運営

さまざまな財政関係指標の推移を見定め、財政計画に基づいた健全な財政運営の確立に努めます。

(2) 経常的経費を中心とした歳出の削減

安定した財政運営を実現していくため、適正な人員を配置しつつも総人件費の抑制に努めます。併せて公債費の抑制、委託料を含めた物件費などの経常的経費を中心に歳出を削減します。また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新等を計画的に行うことで財政負担の軽減と平準化を進めます。

(3) 重要施策の選択と予算配分の重点化

限りある財源を有効活用するために、施策・事務事業の見直しを実施し、事業の優先度、緊急度、事業効果等を総合的に判断し、施策・事務事業の選択と予算配分の重点化を行います。

(4) 歳入の確保と強化

市税等収入の確保や受益者負担の適正化・公平化により、自主財源の確保に努めます。また、行財政制度の動向等を的確に把握し、国、県等の補助制度などの有効活用を図るとともに、新たな歳入確保に向けた取り組みに努めます。

(5) 財政情報の公開

市民の理解と協力を得ながら、財政の健全化を推進していくために、市の財政状況についてより積極的に情報を公表します。

4 簡素で効率的、効果的な市政運営の推進

急激に変化している社会、経済情勢に迅速に対応できる効率的で、効果的な組織の確立と新たな行政課題に柔軟に対応できる仕組みづくりを進めます。また、多様化、高度化に加え、広域化する行政課題に的確に対応するため広域行政を推進します。

(1) 事務事業評価制度の充実強化

市民本位、成果重視の視点に立ち、効率的で、効果的な市政運営を推進するため、既存施策・事務事業の点検、見直しによる行政サービスの組み替えなど、効率的で、効果的な施策・事務事業の執行に向けた取り組みを進めます。

(2) 組織機構の見直し

本格的な地方分権社会を迎え、領域が拡大する公共サービスや、量的にも増大し、質的にも多様化、複雑化する市民のニーズに機動的に、かつ、柔軟に対応できる組織体制の整備を進めます。また、複数の部署が実施している類似、関連業務について、業務の統合、窓口の一本化を行うなど、市民から分かりやすく、利用しやすい組織体制を構築するとともに、情報、知識、技術の共有化又は経費節減の視点から、組織のスリム化を進めます。

(3) 民間活力の活用

行政と民間、行政と市民やNPO等との役割分担を明確にしたうえで、「民間で実施する方が効率的で、効果的に業務が執行できるものは、民間に任せる」ことを基本に、多様化、複雑化する行政需要に的確に対応し、より少ない費用で質の高い効果が期待され、行政責任や公平性が確保されることを前提として、行政事務のアウトソーシングや指定管理者等の民間活力の活用による効率的な事務事業の運営を進めます。

(4) 定員管理の適正化

土地区画整理事業やほ場整備事業など大型事業が動き出します。一方で、市民のニーズは多様化、複雑化しており、市民サービスを低下させないように配慮しつつ、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや民間活力の積極的な導入など、長期的な視点に立って、計画的に適正な定員管理を推進します。

(5) 広域行政の推進

交通や通信、情報化の発達などによって、市民、近隣市町村住民の社会経済活動の範囲が市町村の区域を越えて拡大しています。一方で、人口減少・少子高齢化が進行し、限られた人員や財源を効率的・効果的に活用するため、事務事業の広域化と共同化の検討が必要となってきます。

近隣市町村を始め、県下各市町村との連携による事務事業の共同化など、一層の連携強化を図りながら、総合的な視点に立った広域的な行政の推進を検討します。

(6) 公共施設の適正配置と管理運営の見直し

多目的利用や、新たな発想を取り入れた施設の複合化など、多様化する市民のニーズに対応できる施策効果の高い施設づくりを進めます。

また、既存施設については、施設の必要性、利用目的、運営方法の効率化等の観点から、公共施設等総合管理計画に基づき更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を進め、併せて民間委託等の検討も進めます。

(7) 電子自治体の推進

情報の管理やセキュリティに留意しつつ、庁内LANを活用するなど庁内情報システムにより各部署で管理している情報の共有化を図るとともに、電子メール等を活用して情報伝達の効率化を図ります。また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）も開始され、情報化による事務処理の迅速化やICTを活用した住民サービスの提供など、市民の視点に立ったサービスの向上を目指して、電子自治体化の推進と情報セキュリティの充実、強化を図ります。

(8) 入札・契約制度の見直し

入札・契約に関する制度については、一層の透明性、客観性、競争性、公平性及び品質の確保、向上を図るため見直しに努めます。

5 職員の意識改革と人材育成の充実

限られた財源の中で政権や地方分権改革の動向や多様化、複雑化する市民のニーズなどに的確に対応するためには、最大の行政効果が上がるよう組織の活性化とともに、職員一人ひとりの資質の向上が求められます。積極的に職員の意識改革と資質の向上・能力開発に努めます。

(1) 職員の意識改革

地方公務員としての職務を再認識し、行財政運営に必要なコスト意識や経営感覚のほか、市民本位、市民の視点で考え行動することや市民との協働のまちづくりを進めているという意識を持ち、多様化する市民のニーズに的確に対応できるように、職員が自分たちの業務について明確な目標や改善意識を持つなど意識改革を進めます。

(2) 資質の向上と能力開発

地方分権や権限移譲が進み、地域の自主性を発揮していくためには、職員の政策形成能力や法務能力等の向上が必要となります。また、時代変化や多様な市民のニーズに的確に対応するためにも、職員の資質の向上が求められます。そのため、各種研修の充実や専門的知識を有する人材の活用、女性職員の職域拡大など多様な能力の活用により、意欲と行動力を持って地方分権型社会で活躍できる人材を育成します。

(3) 人事考課制度の充実

人事考課制度を充実させ、職員が意欲や能力を向上させ、職務に最大限に発揮できるような仕組みをつくり、組織の活性化及び行政サービスの向上に努めます。

IV おわりに

行政改革を推進していくためには、長年にわたって定着した職員意識や制度についての改革を、果敢に、かつ、積極的に取り組んでこそ実効あるものとなります。それは、市民の理解と協力があつてこそ、初めて実現されるものとなります。

今後とも、職員一人ひとりが、地方公務員としての職務を再認識し、市民本位、市民の視点に立つという原点に立ち、その時々々の社会情勢にあつた最適な市民サービスが提供できるよう、自分たちの業務について明確な目標や改善意識を持つ必要があります。

そのため、この大綱の趣旨、内容等を理解し、自らが行政改革の担い手であるという意識を持って、常に行政のあり方について見直しを行い、市民本位、市民の視点に立ったサービスを一層向上させるよう、積極的に取り組まなければなりません。

□ 資料

資料 1

南国市行政改革推進委員会

委員長／浜田 英城 副委員長／岡林 満男

氏 名	役 職
西岡 照夫	南国市議会議長
中山 研心	南国市議会総務常任委員会委員長
近藤 拓也	高知工業高等専門学校 地域連携センター副センター長
浜田 英城	南国市商工会会長
高田 幸一	南国市農業協同組合組合長
岡林 満男	南国市地域活性化のための自治活動団体連合会会長
橋田 義輝	公募委員
八田 万有美	公募委員
唐岩 淳子	公募委員

資料 2

南国市地方分権・行財政改革総合調整会

氏 名	役 職
松木 和哉	南国市企画課長
西山 明彦	南国市総務課長
渡部 靖	南国市財政課長

資料 3

南国市行政改革推進本部

本部長／橋詰 壽人 副本部長／平山 耕三

氏 名	役 職
橋詰 壽人	南国市長
平山 耕三	南国市副市長
大野 吉彦	南国市教育長
ほか	南国市企画課長ほか所属長

資料 4

南国市行政改革大綱策定に関する会議経過

- 2016. 12. 26 南国市地方分権・行財政改革総合調整会会議
- 2017. 1. 13 南国市地方分権・行財政改革総合調整会会議
- 2017. 1. 30 南国市行政改革推進本部会議（庁内会議）
- 2017. 2. 6 南国市庁議
- 2017. 2. 16 南国市行政改革推進委員会会議